平成２６年（フ）第３４２号
北海道旭川市忠和５条４丁目４番５号
債務者　柳澤　暁美（旧姓澤崎）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２３号
北海道旭川市永山７条14丁目１番11号　シャネル202号室
債務者　松本　沙織
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４０号
北海道旭川市永山４条14丁目３番10号　コスモ永山202号
債務者　千坂　孝之
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９２８号
東京都町田市玉川学園３丁目34番７―301号
債務者　伊藤　　愛
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９１０号
東京都八王子市狭間町1829番地朝倉連棟３号
債務者　橋本高之介
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５２０６号
大阪府豊中市城山町３丁目１番13―108号
債務者　宮武　一枝（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６６号
茨城県つくば市倉掛985番地５　グラシアＫ101号、前住所茨城県石岡市南台４丁目３番５号
破産者　幡谷　太彦
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６号
茨城県稲敷郡阿見町大字廻戸243番地１　南霞台ハイツＢ―102
破産者　坂本　　智
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３２号
千葉県富津市西大和田1012―６、住民票上の住所千葉県木更津市清見台南４丁目９番１号
破産者　川崎　千鶴
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第７３３号
札幌市中央区北１条東12丁目22番地74　北１条マンション102号
破産者　鈴木　秀和
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４２号
札幌市清田区北野５条５丁目12番20―201号
破産者　菊地　朝子
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５６号
札幌市白石区南郷通20丁目南６番20号　インターパーク６号
破産者　後藤　英樹
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３０号
北海道石狩市花川南２条５丁目56番地　ヴェルデ25―101号
破産者　松本多恵子
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５０号
札幌市西区発寒10条11丁目１番45―408号
破産者　松岡　祐一
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４８０号
札幌市南区川沿15条２丁目10番25―806号
破産者　山本　　昇
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６３９号
札幌市西区西町南18丁目３番５―203号
破産者　小野ゆう子
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５６号
群馬県高崎市貝沢町996―１　パルメゾンⅡ103、住民票上の住所群馬県高崎市倉賀野町1970番地４
破産者　木村　　学
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部